平成２９年（フ）第１２７号
高知市横浜西町54―43　フォンテーヌ横浜102、住民票上の住所高知県南国市緑ケ丘３丁目105番地
破産者　浅野　智子
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２８号
高知市横浜西町54―43　フォンテーヌ横浜102、住民票上の住所高知県南国市緑ケ丘３丁目105番地
破産者　浅野　隆司
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３０号
高知市中万々292番地22
破産者　西川　　顕
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３６号
北海道厚岸郡浜中町藻散布102番地
破産者　永坂　和幸
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２０６号
北海道白糠郡白糠町東１条北１丁目３番地12松産運輸㈱社宅１－Ａ
破産者　真下　博之
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２３号
山形県鶴岡市陽光町10番30号
破産者　木村　　守
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第２２号
福島県白河市栄町１番地　メゾンプリオールＢ棟
破産者　藤井　顕治
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１７９５号
横浜市青葉区みたけ台17番地11　エレガンテカーサ201
破産者　中森　公也
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７９６号
横浜市青葉区みたけ台17番地11　エレガンテカーサ201
破産者　中森　菜穂
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３６号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目４番８―301号
破産者　濱田　篤史
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０号
石川県鳳珠郡穴水町字乙ケ崎ヲの１番地、前住所石川県鳳珠郡穴水町字大町ヨの134番地来迎寺住宅240号
破産者　開田　弓子
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第１３号
石川県金沢市米泉町８丁目78番地１　リトリート・105号、前住所石川県輪島市河井町６部14番地53
破産者　大積　秀行
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第１２７号
愛知県新城市川路字寺ノ前69番地２、従前の住所愛知県新城市豊岡字滝上５番地１
破産者　ゆかわこと　和田　佳昭
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１２９号
滋賀県野洲市冨波乙731番地２　101号、開始決定時の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字小口1251番地100
破産者　田口　　茂
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３２０号
滋賀県大津市瀬田５－９－10　サンハイム瀬田305号室、住民票上の住所兵庫県姫路市青山西２丁目12番６―610号プレジデント青山
破産者　八城　　裕
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７号
兵庫県淡路市新村68番地９　新村団地101、開始決定時の住所兵庫県淡路市柳澤甲546番地
破産者　壽谷　孝子
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
高知県幡多郡大月町大字弘見3967番地66
破産者　安田　　**廣**
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２２１号
熊本市中央区九品寺６丁目６番79―109号コンドミニアム九品寺
破産者　富家　　治
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係